

年末調整、確定申告に伴う 社会保険料控除について

国民年金

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税などの社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として年末調整や確定申告する場合は、今年1年間に納付(納付見込みを含む)した『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』などの証明書の添付や提示が必要です。

～毎年11月初旬に送付しています～

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民健康保険料の額を証明する『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)』が、社会保険庁から毎月11月初旬に送付されます。証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

～2月初旬に送付される場合～

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付した方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。年末調整または確定申告手続きの際は必ずこの証明書や領収証書を添付などしてください。

～世帯で連帯して納付～

国民年金保険料は、被保険者本人だ

けではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整などの手続きの際に自身の社会保険料額と合算して申告してください。この場合は、家族分の証明書も申告する方の申告書に添付などする必要があります。

Q1

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？

A1

今年分として申告できます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付などする必要があります。

Q2

家族の保険料を納付しましたが、控除対象となりますか？

A2

世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

問合せ先 大月社会保険事務所

☎(22)3811

国民健康保険税など

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき国民健康保険税や長寿医療制度の保険料(以下「保険料など」といいます)などは、所得税や個人住民税の申告の際に、その保険料などを実際に支払った方の所得から社会保険料控除として差し引くことができますが、保険料などを特別徴収(年金天引き)で納付されている場合、その保険料などを支払った方は年金受給者本人となるため、年金受給者本人の所得からのみ社会保険料控除として差し引くことができます。

なお、特別徴収に代えて、口座振替により保険料などを支払う場合には、口座振替によりその保険料などを支払った方の所得から社会保険料控除として差し引くことができます。

問合せ先 税務課 市民税担当

平成20年分年末調整説明会

大月税務署と市では、年末調整の仕方並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続きを円滑に行っていただくための説明会を次のとおり開催しますので、関係者のご出席をお願いします。

日時 11月10日(月)午後1時～

用紙配付 午後1時～1時30分

説明会 午後1時30分～4時

会場 都の杜うぐいすホール小ホール

問合せ先 大月税務署源泉所得税担当

☎(22)3217

税を考える週間

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

この機会に暮らしの中で税の果たす役割について、もう一度考えてみてはいかがでしょうか。

税は、国や地方公共団体が行う、学校、公園、病院などの公共施設の整備や、教育、医療、福祉、警察、消防などの公共サービスなど、私たちが安全で快適な生活を送るための様々な事業の貴重な財源になります。

また、税は景気を調整したり、所得を再分配したりする働きを持っています。

個性豊かで活力に満ちた地域社会を築いていくためには、税の果たす役割は今後ますます大きくなってきます。

税の大切さについて再認識をしていただき、納期内に納税されるようお願いいたします。

問合せ先 県税務課

☎055(223)1386

